

農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち
需要主導産地育成タイプ
公募要領（第2次）

第1 総則

農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ（以下「本事業」という。）の公募については、この要領に定めるものとします。

なお、事業実施に当たっては、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和7年1月15日付け6農産第3462号農林水産事務次官依命通知）及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知。以下、「実施要領」という。）により実施してください。

第2 定義

本事業における用語については、次のとおりです。

- 1 農業支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）
別表1のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいいます。
- 2 農業支援サービス事業体（以下「サービス事業体」という。）
別表1のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業を実施している者又は本事業を活用して実施しようとする者をいいます。

第3 事業の内容等

1 目的

本事業は、食品事業者等の需要を背景に、サービス事業体が食品事業者等と連携して、産地における加工品種への転換や鉄コンテナ流通への転換等の生産・流通・販売方式の転換を図ることにより、需要を起点としてサービス事業の受託面積を大幅に拡大するとともに、サービス事業体の持続的な事業展開に資する取組を支援します。

2 事業メニュー

本事業における事業メニューは次のとおりとし、事業内容及び補助率は、別表2に掲げるとおりとします。なお、（2）に取り組む場合にあっては（1）に必ず取り組むものとします。

- （1）推進事業
- （2）整備事業

第4 実施要件等

1 事業実施主体

本事業における事業実施主体は、次に掲げる者としします。なお、事業実施に当たっては（１）及び（２）は事業実施主体として必ず一体で取り組むものとし（（１）又は（２）が双方の役割を兼ねることができる場合には、１者のみでの事業実施を可能とする。）、（３）から（５）までに掲げる事業実施主体と共同で事業を実施しようとする場合にあって、国庫補助金の交付を受けて、事業を実施する場合は、事業実施計画の申請を共同で行う（以下「共同申請」という。）ものとしします。なお、共同申請を行う場合には、共同申請を行う者のうちから、代表して事業実施計画等の取りまとめを行う事業実施主体（以下「代表事業実施主体」という。）を定めるものとしします。

- （１）サービス事業体
- （２）実需者
- （３）農業者（農業者の組織する団体を含む。）
- （４）地方公共団体
- （５）民間団体

2 事業実施主体の要件

本事業における事業実施主体は、次の要件を満たす者としします。

（１）共通

ア 本事業に係る計画を的確に実施することができる能力を有する者であること。

イ 事務所が日本国内に所在しており、本事業の適正な執行に関する指示に対して、速やかに対応をとることが可能な者であること。

ウ 法人及び団体においては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

エ 法人及び団体においては、本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。

オ 法人等の役員等が暴力団員でないこと。

（２）サービス事業体

本事業の成果を踏まえてサービス事業の事業展開が見込まれる者であること。

（３）農業者（農業者の組織する団体も含む。）

本事業におけるサービス事業体が提供するサービスを利用する者であること。

3 事業の補助要件

以下の要件を満たすものとしします。

- (1) サービス事業体と実需者が連携して、生産・流通・販売方式を転換することでサービス事業の提供側・利用者側双方の効果を高める取組を行うこと。
- (2) 本事業で開始したサービス事業の受託面積を拡大すること。
- (3) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組を実施すること。
- (4) 農作業従事者の安全の確保を推進するため、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて自己点検に努めること。
- (5) 第3の2の(2)を実施する場合は、別紙1の費用対効果分析指針（整備事業）より、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討の上、整備する施設等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施するものとする。
- (6) 複数のサービス利用者にサービスを提供すること。

第5 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりとします。

1 推進事業

- (1) 補助対象となる事業費の範囲は、別表3に掲げるとおりとします。ただし、スマート農業機械等を導入又はリース導入する場合にあっては、以下の要件を満たすものとします。
 - ア サービス事業体がサービスを提供するために必要なスマート農業機械等であること。
 - イ 本体価格が50万円以上（税別）であること。
 - ウ 新品であること。ただし、農産局長が必要と認める場合は、中古農業機械（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械をいう。）も対象とすることができるものとします。
 - エ スマート農業機械等の導入先の選定に当たっては、当該農業機械の希望小売価格を確認するとともに、サービス事業体において、一般競争入札等の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
 - オ 動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。
 - カ 本事業で導入するスマート農業機械等に附帯するシステムサービスの提供者が農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得しようとするときは、サービス事業体（サービス事業体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者。）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

キ 本事業では農機データについて、農業者等が当該データを当該農機等メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入し、又はリース導入する場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。

※ API (Application Programming Interface) とは、複数のアプリケーション等を接続 (連携) するために必要な仕組みのこと。

※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、スマート農機等データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、この要件の対象にあたらない。

(2) スマート農業機械等を導入する場合、利用期間は、法定耐用年数以上とします。

(3) スマート農業機械等をリース導入する場合

ア 申請方式については、サービス事業体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とする。この場合の補助金は、サービス事業体を選定したスマート農業機械等の購入を行ったリース事業者 (共同申請者) へ支払うこととします。

イ スマート農業機械等のリース期間は、事業実施計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とします。

ウ リースによる導入に対する補助額 (以下「リース料補助額」という。) については、次の算式によるものとします。

$$\text{「リース料補助額」} = \text{「リース物件購入価格 (税抜き)」} \times \text{補助率 (1 / 2 以内)}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料補助額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とします。

$$\text{「リース料補助額」} = \text{「リース物件購入価格 (税抜き)」} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \times \text{補助率 (1 / 2 以内)}$$

$$\text{「リース料補助額」} = (\text{「リース物件購入価格 (税抜き)」} - \text{「残存価格」}) \times \text{補助率 (1 / 2 以内)}$$

エ スマート農業機械等のリース導入に対する補助を行う農産局長は、本事業が適切に行われるよう、事業実施計画の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど、配慮するものとします。

2 整備事業

(1) 補助対象となる事業費の範囲は、実施要領別紙2の第4に掲げるとおりとします。

(2) 整備事業の施設別の上限事業費は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡ－1の第2の4の（2）に掲げるものとし、その額を超える部分については、補助対象としないものとする。ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、上限事業費を超えて施工する必要があると農産局長が特に認めた場合にあっては、予算の範囲内においてこの額を超えて補助対象とすることができるものとします。

(3) 次に掲げる基準を満たすものとします。

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の補助により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の補助の対象外とします。

イ 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとします。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

ウ 施設の整備に当たっては、農産局長は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとします。

エ 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとします。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、サービス提供地域の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐採の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとします。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとします。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとします。

オ 施設の整備に対する補助については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとします。

カ 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとします。

- キ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、交付の対象外とするものとします。
- ク 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとします。
- (ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、あらかじめ事業実施計画書において明らかにするものとします。なお、貸付けの方法、貸付けの対象となる者等について変更する場合にあっては、農産局長と協議するものとする。また、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとします。
- (イ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとします。
- (ウ) 貸借契約は、書面によって行うこととします。
- なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとします。
- ケ 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとします。
- コ 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとします。
- サ 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、農産局長は、事業実施主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとします。
- シ 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとします。
- なお、事業実施主体は、事業実施状況報告書の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。
- ス 成果目標の達成に必要な改修等については、以下の条件を全て満たす場合に補助対象とすることができるものとします。
- (ア) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

- (イ) 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
- (ウ) 交付事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

第 6 補助事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

第 7 申請書類等

1 申請書類

(1) 総合事業実施計画（必要な添付資料を含む※ 1）

(2) 個別事業実施計画（必要な添付資料を含む※ 2）

※ 1 添付資料として、公表を前提とした課題、導入技術、将来像等をまとめた概要も作成し提出すること

※ 2 実施体制のわかる資料、原則として過去 3 年分の財務状況が分かる資料、経費使用に関する参考資料、農業機械等をリース導入する場合は別添 1-1、1-2 のスマート農業機械等リース計画書、農業機械専用運搬車を導入する場合は様式第 1-1-1 等）

2 申請期限

令和 7 年 3 月 14 日（金曜日）午後 5 時まで

3 問合せ先

本事業についての問合せ先は、以下のとおりです。

なお、問合せは午前 10 時から午後 5 時まで（土日祝祭日及び午後 0 時から午後 1 時までを除く。）とします。

【問合せ先】

農林水産省農産局農産政策部技術普及課 スマート・サービスユニット

電話（ダイヤルイン）：03-6744-2107

メールアドレス：nougyou_service@maff.go.jp

4 申請事項等

申請書類の提出については、代表事業実施主体が事業実施主体の個別事業実施計画等をまとめて前項のメールアドレスに電子メールで申請。

この場合、メールの件名は「事業者名〇〇__需要主導産地育成タイプ第 2 次公募申請」とすること。

5 注意事項

- (1) 申請事項・書類に虚偽の記載や不足・不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。
- (2) 申請事項・書類の作成及び応募に係る経費は、応募者の負担とします。
- (3) 提出後の申請事項・書類については、原則として、申請者による資料の差し替え等は不可とします。
- (4) 提出された申請事項・書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用しません。

第8 補助金交付候補者の選定

第7により提出された申請について、審査・評価要領（別表4）に基づき、農林水産省農産局に設置する審査・評価委員会の審査を行い、応募者の中から補助金交付候補者を選定します。

1 審査の方法

提出された事業計画書等については、農林水産省農産局長が設置する外部の有識者等で構成される審査・評価委員会において、ポイント付けによる審査基準に基づき審査を行い、予算の範囲内で補助金交付候補者として選定するものとします。同ポイントとなった申請が複数あった場合は、事業費が少ないものを優先的に採択するものとします。

審査・評価委員会による指摘等があった場合には、指摘等を反映した申請書類等を提出させることがあります。なお、この場合にあっては、ポイントの加算は行わないものとします。

2 審査結果の通知等

審査・評価委員会の審査結果報告等に基づき、補助金交付候補者として選定された者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては補助金交付候補者として選定されなかった旨を、それぞれ要綱に基づき通知するものとします。なお、審査の過程や審査結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予め御了知ください。

第9 成果目標及び目標年度

1 成果目標

次に掲げる成果目標を設定するものとします。

- (1) サービス事業体における持続的なサービス提供の成立（成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。）
- (2) 本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大

2 目標年度

事業実施年度の翌々年度とします。

第10 交付決定に必要な手続等

第 8 により通知を受けた補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、要綱等に基づき、交付申請書及び事業実施計画等（以下「申請書等」という。）を第 7 の手続き提出先に提出し、農産局長が当該申請書等を審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第 11 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守してください。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

（１）事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 25 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。

（２）事業実施主体は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表者には、帰属しません）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

（１）取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って

効果的運用を図らなければなりません（他の用途での使用等はできません。）。

- （２）処分制限期間においては、取得財産のうち１件当たりの取得価額が５０万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

４ 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を守っていただきます。

- （１）本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく農産局長に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後５年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に農産局長と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

５ 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後５年間に於いて、事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときは、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

６ 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。その他事業実施主体は、国の求めに応じ、サービス事業の発展に資するデータの提供等の協力及び事業効果の検証に協力するものとします。

第 12 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

（１）事業実施主体自身

（２）100%同一の資本に属するグループ企業

（３）事業実施主体の関係会社（事業実施主体との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施主体が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合

(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しいときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

第13 その他

第3の2の事業を実施するに当たっては、次のことについて留意するものとします。

1 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとします。

2 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとします。

3 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本対策により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとします。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとします。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、農産局長が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとします。

(3) 指導監督

農産局長は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長(管理を委託している場合は管理主体の長。)に対し、適正な管理運営を指導する

とともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとします。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとします。

(4) 事業名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとします。

4 G A P への対応

本対策において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとします。

5 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとします。

附 則

この要領は、令和7年2月7日から施行します。

別表 1

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービス内容の複合型の取組	

※いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除く。

別表 2

需要主導 産地育成 タイプ	1 推進事業 次の事業内容のうち、(2) 及び (3) は必須とする。 (1) スマート農業機械等の導入 サービス事業体がサービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援するものとする。 (2) 需要主導の産地育成 事業実施主体が需要主導の産地を育成するために必要な取組（検討会の開催、生産・流通・販売方式を転換する取組、専門人材の育成、情報発信等）を支援するものとする。 (3) 利用者の新規開拓 (1) 及び (2) を実施する事業実施主体が、当該事業実施産地以外の産地に事業展開を図る場合に必要となる、事業開拓に必要な取組（ニーズ調査、広告宣伝、農業者へのコンサルタント活動等）を支援するものとする。 2 整備事業 需要主導の産地を育成するために必要な次の施設の整備を支援するものとする。ただし、生産・流通・販売方式の転換をするために必要となる施設であることを要件とする。 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 生産技術高度化施設 (8) 種子種苗関連施設	1/2 以内 (5,000 万円を上限とする。) 定額 (3,000 万円を上限とする。) 定額 (1,500 万円を上限とする。) 1/2 以内 (30,000 万円を上限とする。)
------------------------------	--	--

別表3 推進事業の補助対象経費

費目	細目	対象となる事業の種類及びメニュー	内 容	注意点
事業費	会場借料	1 推進事業 (2) 需要主導の産地育成 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な会議・イベント等の開催する場合の会場借料に係る経費	・事業実施主体が会議室等を所有している場合は、事業実施主体の会議室等を優先的に使用すること。
	会場設営費	1 推進事業 (2) 需要主導の産地育成 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な会議・イベント等の開催等を行う場合の設営に係る経費	
	通信・運搬費	1 推進事業 (2) 需要主導の産地育成 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	1 推進事業 (2) 需要主導の産地育成 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、スマート農業機械等、スマート農業機械等の改良に必要な機械等、農業施設、バックホーや木材等破砕機等の実証ほ場の確保に必要な機械、ほ場等の借上げ経費	・リース又はレンタル費用は、事業実施期間中に発生したものに限る。 ・バックホーや木材等破砕機等の機械の借上げ経費は、実証ほ場の確保に必要なものに限る。
	改良費	1 推進事業 (2) 需要主導の産地育成 (3) 利用者の新規開拓	・事業実施に当たって必要なスマート農業機械等の改良、果樹等の樹形の変更等に係る経費	・必要な個所、範囲に限る。
	印刷製本費	1 推進事業	・事業を実施するために直接必要な資料	

		(2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	等の印刷、製本等に 係る経費	
	広告・宣 伝費	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するた めに直接必要なポス ター、チラシ等の作 成、配布等に係る経 費	
	情報発信 費	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するた めに直接必要な情報 発信（事業の案内や 成果発信等）にかか る費用	・事業実施主体が行 う場合に限る。 ・WEB コンテンツの 作成、システム管理 等の WEB による情報 発信の経費を含む。
	資料購入 費	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するた めに直接必要なデー タや図書、参考文献 の購入に係る経費	・新聞、定期刊行物 等、広く一般に定期 購読されているもの を除く。
	原材料費	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するた めに直接必要な試作 品の製造や試験等に 必要な原材料に係る 経費	・原材料は物品受払 簿で管理すること。 ・有償で販売するも の及び認知度向上等 を目的として相当数 を無償で配布するも のは含まない。
	資材費	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するた めに直接必要な種 苗、農薬、肥料等の 資材に係る経費	・資材は物品受払簿 で管理すること。
	燃料費	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成	・事業を実施するた めに直接必要な機械 作業の燃料代	・本事業においてス マート農業機械等 で行う作業に必要な ものに限る。

		(3) 利用者の 新規開拓		
	消耗品費	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・U S B メモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	研修受講費	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
人件費		1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するために直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	・積算根拠となる資料を添付すること。 ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。
給与		1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成	・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成 29 年 5 月 17 日法律第 29 号。以下「改正法」とい

		(3) 利用者の 新規開拓		う。)による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
旅費	委員旅費	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	委員等謝金	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集、アンケート調査等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 ・活動に対する指導・助言及び手引きの作成等に要する外部専門家等に対する	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

			謝礼に必要な経費 ・都道府県に設置された第三者委員会等の会議において助言家等への謝礼に必要な経費	
賃金等		1 推進事業 (2) 需要主導の産地育成 (3) 利用者の新規開拓	・事業を実施するため直接必要な業務を実施主体又は取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		1 推進事業 (2) 需要主導の産地育成 (3) 利用者の新規開拓	・本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、機械・システムの改修、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要であり、合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50% 未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		1 推進事業	・事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果と	・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限

		(2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	は成り得ない分析、 試験、実証、検証、 調査、制作、加工、 改良、通訳、翻訳、 施工等を専ら行う経 費	るものとする。
雑役務 費	手数料	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するた めに直接必要な謝金 等の振り込み手数料	
	租税公課	1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するた めに直接必要な委託 の契約書に貼付する 印紙及び運搬費等に 係る消費税に 係る経費	
備品費		1 推進事業 (2) 需要主導 の産地育成 (3) 利用者の 新規開拓	・事業を実施するた めに直接必要な試 験、検証、調査備品 及び機械の導入に係 る経費（サーバ導入 費を含む。）。た だし、リース又はレ ンタルを行うことが 困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円 以上（税別）の調査 備品及び機械につ いては、見積書（原則 3 社以上（該当する 設備備品を 1 社しか 扱っていない場合は 除く。）、カタログ 等を添付すること。 ・耐用年数が経過す るまでは、事業実施 主体による善良なる 管理者の注意をもつ て当該備品を管理す る体制が整っている こと。 ・当該備品を別の者 に使用させる場合 は、使用及び管理に ついての契約を交わ すこと。
機械費		1 推進事業 (1) スマート 農業機械等の 導入	・サービス事業を実 施するために直接必 要なスマート農業機 械等の導入又はリ ース導入に係る経 費 ・サービス事業を実 施するために直接必 要な農業機械専用 搬車の導入又はリ ース導入に係る経 費	・別記 2-1 の第 5 の 1 に掲げるとお り。 ・農業機械専用運 搬車の導入又はリ ース導入は、サー ビス事業の実施に 必要であつて、本 事業で導入する スマート農業機 械等と一体的に導 入する場合に限 る。なお、農業機 械専用運

				搬車とは、セーフティローダー、ユニック等の農業機械の積み込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとする。
--	--	--	--	---

(注1) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

(注2) 上記の経費であっても以下の経費にあつては認めないものとする。

- 1 事業実施に直接関連のない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額※
(※補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- 5 傷害保険等任意保険の加入に要する経費
- 6 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- 7 他の国庫補助金を受けた又は受ける予定の経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

(注3) 補助対象となる農業機械専用運搬車の要件

残存耐用年数期間において以下の要件を満たすものとする。

- 1 適正な管理のため車体に本補助金の名称（「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業」）を明示すること
- 2 運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること
- 3 保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること
- 4 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とする。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品（カーナビ、リアカメラ等）、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除く。

別表 4

農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち

需要主導産地育成タイプ審査基準

需要主導産地育成タイプの審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

なお、事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

- 1 過去3か年に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定取消を受けたことのある応募団体（共同団体を含む。）の場合
- 2 審査項目1の①から④までのいずれかの項目で、審査委員の過半から0点との評価を受けた場合
- 3 2の総合評価において、審査委員の点数の平均点が5点未満の場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分（0～10点で採択）
1 基本的事項	①成果目標の妥当性 ・事業の取組内容に対して適切な成果目標を設定しているか。	おおむね認められる…10点 一部認められる…5点 認められない…0点
	②事業の実現可能性 事業実施主体が導入するスマート農業機械等、施設等の能力とサービス提供先の規模、サービス提供先の獲得可能性、事業実施主体の財務状況等を踏まえ、事業の実現可能性について総合的に判断	実現可能性 ある…10点 おおむねある…5点 ない…0点
	③生産・流通・販売方式の転換内容の困難性	困難性：10点～0点
	④実施体制 効果検証、情報発信等を行う体制として妥当なものとなっているか。	妥当：10点～妥当でない：0点
	⑤事業化と普及性	可能性がある：10点～ない：0点

	サービス事業として事業化が見込まれ、高い波及効果を持つものであるか。	
2 総合評価	①～⑤からの視点、経費の妥当性等、総合的な評価	実現可能性の有無 ・ある：10点 ～ ない：0点
【加点要素】 3 農業現場への貢献	⑥サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できるか。	(3-1) サービス提供面積の拡大 300ha 以上…10点 200ha 以上…6点 100ha 以上…2点 100ha 未満…0点 (3-2) サービス提供面積の拡大（サービス提供先の農業者の過半以上のサービス対象品目が施設園芸の場合） 5ha 以上…10点 3ha 以上…6点 1ha 以上…2点 1ha 未満…0点
【加点要素】※ 4 スマート農業技術活用促進法との関係	⑦スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定 以下のいずれかに該当する場合、ポイント加算する。 ・本事業の事業実施主体が農業者にあつては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。	・10点

	・ 本事業の事業実施主体がサービス事業体又は食品等事業者である場合にあっては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。	
【加点要素】 5 スマート農業機械等の導入	⑧事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のものに当てはまる場合 ・ 自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含む。） ・ 電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・ 食味・収量センサ付コンバイン ・ 収穫ロボット（カメラ・AI による画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・ 可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等） ・ ドローン（センシングドローンを含む。）	・ 15 点
【加点要素】 6 中山間地域との関係	⑨中山間地域に対するサービス事業の展開 サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合 ・ ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地	・ 15 点

	域のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。	
【加点要素】 7 労働集約型作物へのサービス事業の展開可能性	⑩対象作物 本事業で対象とする作物等が労働集約型作物である場合	・ 5 点
【加点要素】 8 事業実施主体が農業競争力強化支援法との関係	⑪農業競争力強化 事業実施主体が農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づく事業参入計画の認定を受けている場合	・ 5 点
【加点要素】 9 みどりの食料システム法との関係	⑫対象機械 本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合 ⑬環境負荷低減 本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合 サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法第 19 条第 1 項及び 2 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者が含まれている場合	・ 5 点 ・ 5 点 ・ 5 点

【加点要素】 10 地域計画との関係	⑭サービス事業体の地域計画への位置付け 本事業の事業実施主体として取り組むサービス事業体が、本事業を実施する産地において策定された地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合	・ 5 点
----------------------------------	--	--------------

※事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

様式第 1 号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
氏 名

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプの事業実施計画の申請について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業のうち農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプに係る事業実施計画を、別添のとおり関係書類を添えて申請する。

事業実施主体名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。

(※)に該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

(1) 適正な施肥

- ※農産物等の調達を行う場合
- ☐ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

(2) 適正な防除

- ※農産物等の調達を行う場合
- ☐ 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）

(3) エネルギーの節減

- ☐ オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- ☐ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
- ☐ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ※肥料・飼料等の製造を行う場合
- ☐ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び処分

- ☐ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
- ☐ 資源の再利用を検討

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合
- ☐ 生物多様性に配慮した事業実施に努める
- ※特定事業場である場合
- ☐ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

(7) 環境関係法令の遵守等

- ☐ みどりの食料システム戦略の理解
- ☐ 関係法令の遵守
- ☐ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
- ※機械等を扱う事業者である場合
- ☐ 機械等の適切な整備と管理に努める
- ☐ 正しい知識に基づく作業安全に努める

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合
サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうち
モデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ)
総合事業実施計画

事業実施年度： 年度

代表事業実施主体名：

所 在 地：

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合
サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ)
総合事業実施計画

1 事業実施主体名

--

注：全ての事業実施主体名を記載すること

2 実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		
サービス事業体名		
サービス事業体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

法人番号（法人の場合）		
実需者名		
実需者の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

注：適宜、行を追加して記入すること

3 協力者の概要

協力者名		
協力者の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

協力者名		
協力者の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

注：適宜、行を追加して記入すること

4（１）実施体制

①サービス事業体情報

サービス事業体名：

役割等：

②実需者情報

実需者名：

役割等：

③協力者情報※

協力者名：

役割等：

注：協力者情報は適宜追加すること。

（２）実施体制図

注：実施体制図には、本事業に取り組む各者の協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載。（別添としてフロー図を添付しても可）。

5 事業実施地域

【需要主導の産地育成】

【利用者の新規開拓】

注：需要主導の産地育成、利用者の新規開拓別に分けて記載

6（１）事業計画※1

	実施する事業実施主体名 又は協力者名※2	具体的な内容※3
推進事業		
スマート農業機械等の導入		
①スマート農業機械等の種類 （スマート農業機械に◎。複数の機械等を用いる場合には全て記載）		例：○×社による◎ドローン（○×社、30リッター）の導入
需要主導の産地育成		
②検討会の開催		
③生産・流通・販売方式を転換する取組（必須） （既存の生産・流通・販売方式から、本事業を実施することによって、転換する内容を可能な限り詳細（取り組む技術、手法、期待される効果等）に、分かりやすく記載すること。）		
④専門人材の育成		
⑤情報発信		
⑥その他		
利用者の新規開拓		
⑦ニーズ調査		
⑧広告宣伝		
⑨農業者へのコンサルタント活動		
⑩その他		
整備事業		
⑪施設等の種類 （複数の施設等を用いる場合には全て記載）		例：○×社による農産物処理加工施設の設置

注1：各項目とも、別添として添付することでも可。

注2：複数の事業実施主体又は協力者で実施する場合は、事業実施主体又は協力者別に分けて記載すること。

注3：自己資金で取り組む内容についても記載すること。

6（２）実施スケジュール

7 成果目標

	現状（〇年度）（※ 1）	事業実施年度（〇年度）	〇年度	目標年度（〇年度）	成果目標の目標値の根拠（※2）
（1）サービス事業体における持続的なサービス提供の成立 （成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。）			〇%の改善	〇%の改善	
（2）本事業で開始したサービス事業の受託面積の拡大					

注1：記入した値に関する根拠となる資料を添付すること。
注2：目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

8 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

9 収支予算書

収入の部※1

区分	事業実施主体名※2	本年度予算額（円）	前年度予算額 （又は本年度精算額）	比較		備考
				増	△減	
国庫補助金						
その他						
合計						

注1：適宜、行を追加して記入すること
注2：複数の事業実施主体で実施する場合は、事業実施主体別に分けて記載すること。

支出の部

区分	事業実施主体名※	本年度予算額（円）	前年度予算額 （又は本年度精算額）	比較		備考
				増	△減	
推進事業						
整備事業						
合計						

注：全ての事業実施主体名を記載すること。

9 加算ポイント

実施要領別表4に定める加算ポイントに該当する場合は、チェックを入れ、該当する旨がわかるように詳細を記入すること。

①スマート農業技術活用促進法との関係	-	以下のいずれかに該当する場合、その旨を記載。 ・本事業の事業実施主体が農業者にあつては、採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 ・本事業の事業実施主体がサービス事業体又は食品等事業者である場合にあっては、採択決定通知日までにスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置付けられており、かつ本事業での取組内容が当該計画の内容と合致していること。 （事業実施年度中に認定を受けることが確実である場合を含む。なお、この場合において、事業実施年度中に生産方式革新実施計画の認定を受けることが確実であるとして加算され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。）
②スマート農業機械等の導入	-	・事業実施主体が導入するスマート農業機械等が以下のものに当てはまる場合にその旨を記載。 ・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く。） ・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの） ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット） ・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等） ・センシングドローン
③サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している	-	・サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合その旨を記載 ・ただし、中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域（※）のことを指し、平地は中山間地域以外の地域を指す。 ・平地と中山間地域のサービス提供先の割合及び、該当する中山間地の具体的地名を併せて記入すること。 ※HP（ https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html ）掲載の「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改定)」の第一分類で「中間農業地域」=3、「山間農業地域」=4と区分されている地域を確認すること。
④労働集約型作物へのサービス事業の展開可能性	-	・本事業で対象とする作物等が労働集約型作物である場合にその旨を記載。
⑤農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定	-	・事業実施主体が農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けている場合にその旨を記載。

⑥みどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	-	・本事業で利用するスマート農業機械等が、申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合にその旨を記載
⑦みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定	-	・本事業の事業実施主体が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合にその旨を記載
⑧環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者へのサービス提供	-	・サービス提供先の農業者に、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている有機農業者を含む場合にその旨を記載
⑨サービス事業体の地域計画への位置付け	-	・本事業の事業実施主体として取り組むサービス事業体が、本事業を実施する産地において策定された地域計画に位置付けられている又は地域計画未策定の地域に提供する場合であっても協議の場に参加している場合にその旨を記載

10 添付書類

- ・環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
- ・公表を前提とした課題、導入技術、将来像等をまとめた取組概要の資料

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合
サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的
取組
支援のうち需要主導産地育成タイプ(推進事業))
個別事業実施計画

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

個別事業実施計画
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ(推進事業)))

1 事業実施主体名

--

2 事業実施主体の概要

法人番号(法人の場合)		
サービス事業体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
過去の国の補助事業の主な取組状況		

3 事業計画

提供サービスの類型		
上問で「⑤その他複合型」を選択した場合は、該当するサービス類型を複数選択		
作業の種類等による区分		※事業実施計画の内容が複数の区分に該当する場合は、最もサービス提供面積の大きいサービス事業に該当する区分を選択するものとする。また、サービス提供面積が全て同じ場合は、いずれか一つの区分を申請者自身で選択するものとする。
サービスの内容		

本事業において、導入するスマート農業機械等を直接用いてサービスを提供する都道府県

北海道	-	群馬県	-	富山県	-	兵庫県	-	香川県	-	鹿児島県	-
青森県	-	埼玉県	-	石川県	-	奈良県	-	愛媛県	-	沖縄県	-
岩手県	-	千葉県	-	福井県	-	和歌山県	-	高知県	-		
宮城県	-	東京都	-	岐阜県	-	鳥取県	-	福岡県	-		
秋田県	-	神奈川県	-	愛知県	-	島根県	-	佐賀県	-		
山形県	-	山梨県	-	三重県	-	岡山県	-	長崎県	-		
福島県	-	長野県	-	滋賀県	-	広島県	-	熊本県	-		
茨城県	-	静岡県	-	京都府	-	山口県	-	大分県	-		
栃木県	-	新潟県	-	大阪府	-	徳島県	-	宮崎県	-		

サービスを提供する都道府県数

0

(注) 本事業において、導入するスマート農業機械等を直接用いてサービスを提供する都道府県に○を記載すること。併せてサービスの提供地域がわかる資料(地図等)を添付すること。

4 売上げの見込み

事業の規模	サービス事業部門における 売上見込み (令和○年度： 事業実施年度の翌々年度)	見込みの算定方法
事業実施主体が提供するサービスに係る売上げ	円	

(注) 見込みの算定方法については事業規模(経営体数、面積、料金体系)がわかるように記載すること。
(例：サービスを提供する面積(10a)×提供価格(円/10a))

5 需要主導の産地育成、利用者の新規開拓

	具体的な内容
需要主導の産地育成	
①検討会の開催	
②生産・流通・販売方式を転換する取組（既存の生産・流通・販売方式から、本事業を実施することによって、転換する内容を可能な限り詳細（取り組む技術、手法、期待される効果等）に、分かりやすく記載すること。）	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注1：各項目とも、別添として添付することでも可。

注2：該当する項目のみ記入すること。

6 総括表

取組の種類		総事業費 (円、税込)	負担区分			備考欄
			国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	
①スマート農業機械等導入の取組				1/2		
費目						
②需要主導の産地育成、利用者の新規開拓				定額		
費目						
合 計						

注1：適宜、行を追加して記入すること

注2：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

注3：リース導入の場合は別添1の機械リース計画書を添付すること。

7 導入するスマート農業機械等（該当のみ記入）

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	1台当たり 導入価格 (円、税抜)	台数	合計価格（円、税抜）		加算ポイントの該当	
							うち国費 (円)	15ポイント 加算の 農業機械 に該当	みどり投 資促進税 制の対象 機械に該 当
						0		-	-
						0		-	-
						0		-	-

（注1）見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。

（注2）「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別記2－1の別表5に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に○を記載すること。

（注3）適宜、行を追加して記載すること。

8 添付書類

1. 定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めのない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）
2. 総合事業実施計画に記入した成果目標の算定方法及び根拠についての補足資料
3. 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、議事録等）
4. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
5. その他農産局長が必要と認める資料

※添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合
サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ)
成果目標(1)の補足資料

(1) サービス事業体における持続的なサービス提供の成立
(成果目標年度におけるサービス事業部門の事業実施年度からの営業損益の改善。)

	現状(○年度)(※)	事業実施年度(○年度)	○年度	目標年度(○年度)
各年度における営業損益(円)				

※現状においてサービス事業部門における営業損益が算出できる場合に記載すること

個別事業実施計画
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ(推進事業))

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者(予定者含む)を記載する場合、当該利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)を添付すること。
なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これからロコミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

2 農業支援サービス利用者一覧(提供を予定している全員の情報を記載する)

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス(必ず記載すること)						サービス利用者数	見込み
		内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	(A)サービスを 提供している 現状地面積 (ha)(注5)	(B)サービスを 提供する面 積(ha)	(B)-(A) 面積(ha)	時間(h)		
1						0			-
2						0			-
3						0			-
4						0			-
5						0			-
6						0			-
7						0			-
8						0			-
9						0			-
10						0			-
11						0			-
12						0			-
13						0			-
14						0			-
15						0			-
16						0			-
17						0			-
18						0			-
19						0			-
20						0			-

	(A)合計 面積(ha)	(B)合計 面積(ha)	(B)-(A) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)

(注1)本事業による機械導入によって実施されるサービス事業の利用希望のある者を記載すること。
(注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
(注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
(注4)見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
(注5)「(A)サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

3 農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容						サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	(F)サービスを 提供している 現状地面積	(G)サービスを 提供する面 積(ha)	(G)-(F) 面積(ha)	時間(h)		
1						0			-
2						0			-
3						0			-
4						0			-
5						0			-
6						0			-
7						0			-

	(F)合計 面積(ha)	(G)合計 面積(ha)	(G)-(F) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注1)本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
(注2)提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
(注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
(注4)見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
(注5)「(F)サービスを提供している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がいる場合のみ、事業実施前年度におけるサービス提供面積の実績を記入すること。

4 サービスを提供している現状地面積合計(A+F)

計

0

ha

5 サービスを提供する面積合計(B+G)

計

0

ha

6 サービス利用増加面積合計(G+H)、平均((G+H)/(E+J))

計

0

ha

平均

#DIV/0!

ha

7 サービス利用時間合計(D+I)、平均((D+I)/(E+J))

計

0

(h)

平均

#DIV/0!

(h)

8 サービス利用者合計(E+J)

計

0

者

事業実施体制に関する書類（様式例）

〇年〇月〇日時点

1. サービス事業体の概要（※）	
名称	
所在地	
代表者	
副代表者、役員等	
事業年度	
従業員数	
事業内容	
2. サービスの概要（※）	
サービス分類	
サービス内容	
サービス対象品目	
サービス対象地域	
サービス提供期間	
サービスの最低利用期間	
3. 料金・オプション（※）	
基本料金単価	
追加料金要件	
その他サービス利用者が負担する主な料金	
解約・違約費用等	
4. サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）	
5. サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項	
6. 責任範囲・保証内容	
7. 保有資格等	
8. 問合せ先（※）	
電話番号	
受付時間	
担当部署	
メール、問合せフォーム等	

(注) ※を付したものは必須事項です。

別添1-1 (サービス事業体における共同申請者記載)
(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

個別事業実施計画
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ
(推進事業))のスマート農業機械等リース計画書)

年 月 日

農産局長 殿

【サービス事業体名】

フリガナ
氏名

フリガナ
代表者氏名

〒
住所

—

電話番号

【リース事業者名】

フリガナ
事業者名
代表者名

〒
住所

—

電話番号

※導入するスマート農業機
械等によってリース事業者
が異なる場合はリース事業

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ
(推進事業))の機械リース計画書を作成したので提出します。

- リース計画に基づいて、次の取組を行います。
- リース事業者がリース計画に違反した場合(リース事業者の責めに帰さない場合を除く。)及び事業中止した場合には、リース事業者が農産局長に補助金を返納します。
- 本取組に係る補助金を、このリース事業者が指定する口座に振り込むことについて合意します。
- 計画額 _____ 円
- 取組の内容
別添個票のとおり。

別添1-2 (サービス事業者における共同申請者記載)
 個票(リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組用)

スマート農業機械等リース計画書 (No.○)

リース方式によるスマート農業機械等の導入の取組

対象スマート農業機械等	機種名		数量	台
	型式名			
	現有機等の有無 (有の場合:能力・取得年月・台数など)			
リース期間	開始日～終了日(※1)	～		(年)
	リース借受日から○年間(※2)			(年)
リース物件購入価格(税抜き)		(円)		
うちオプション分(税抜き)		(円)		
残存価格(リース期間終了後の残価設定)		(円)		
リース料補助申請額		(円)		
リース諸費用(金利・保険料・消費税)		(円)		
うち税相当分		(円)		
スマート農業機械等利用者負担リース料(税込み)		(円)		
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注1:※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 注2:リース補助申請額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること。
 A:[リース物件購入価格(税抜き)]×(リース期間／法定耐用年数)×1／2以内
 B:([リース物件購入価格(税抜き)]－[残存価格])×1／2以内
 注3:複数の機械等をリースする場合には、機械等ごとにそれぞれ作成すること。
 注4:添付書類は、以下のとおり。
 ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
 ② その他農産局長が必要と認める資料

個別事業実施計画
 (スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
 (農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ(推進事業)))

1 事業実施主体名

--

2 実施主体の概要

法人番号(法人の場合)		
実施主体の所在地		
代表者	所属・役職	
	氏名	
事業責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
会計責任者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	
過去の国の補助事業の主な取組状況		

3 需要主導の産地育成、利用者の新規開拓

	具体的な内容
需要主導の産地育成	
①検討会の開催	
②生産・流通・販売方式を転換する取組(既存の生産・流通・販売方式から、本事業を実施することによって、転換する内容を可能な限り詳細(取り組む技術、手法、期待される効果等)に、分かりやすく記載すること。)	
③専門人材の育成	
④情報発信	
⑤その他	
利用者の新規開拓	
⑥ニーズ調査	
⑦広告宣伝	
⑧農業者へのコンサルタント活動	
⑨その他	

注：各項目とも、別添として添付することでも可。

4 実施スケジュール

--

5 総括表

取組の種類		総事業費 (円、税込)	負担区分			備考欄
			国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	
需要主導の産地育成、利用者の新規開拓				定額		
費目						
合 計						

注1：適宜、行を追加して記入すること
注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

6 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

7 添付書類

- 1. 定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等（これらの定めない民間事業者にあつてはこれらに準ずるもの。）
- 2. 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、議事録等）
- 3. 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
- 4. その他農産局長が必要と認める資料

※添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合
サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的
取組支援のうち需要主導産地育成タイプ(整備事
業))
個別事業実施計画

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

個別事業実施計画兼実施状況報告
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち
需要主導産地育成タイプ(整備事業)))

1 生産・流通・販売方式の転換をするための施設整備の必要性、効果等

※施設整備により生産・流通・販売方式の転換にどのように繋がるのか具体的に記載すること。
※得られる効果、目標達成にどのように資するか等、具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状（○年度）		目標（○年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	市 町 村 番地	m ²		

4 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、規格、能力等)	現状	取組後					
			(○年度)	事業実施年(○年度)		2年目(○年度)		3年目(○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			0 kg	0 kg	0 %	kg	%	kg	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年(○年度)				2年目(○年度)				3年目(○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

ウ 施設の貸付に関する計画（事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	サービス利用戸数 (受益農家戸数)	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稲収穫期		(例) 通常の保管場所 整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

5 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を活用した 場合)
			3年前(○年度)		2年前(○年度)		前年度(○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

6（１）総括表

費目		事業費（円）	うち国庫補助金（円）	説明
小計		0	0	

注1:「費目」欄は、別紙2を参照すること。
注2:積算の根拠となる見積もり資料を添付すること。
注3:「説明」欄は、費目の具体的な内容、積算の根拠資料のファイル名等を記載すること。

6（２）事業費

施設名	事業内容 （工種、施設区分、構造、規格、能力等）	総事業費			完了（予定） 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
		（円）	国庫補助金	その他			

（注1）設計金額、設計書その他農産局長が必要と認める書類を添付すること。
（注2）費用対効果分析に当たっては、別紙1の費用対効果分析指針（整備事業）に定める方法で行うこと。

7 上限事業費(上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入)

施設名	総事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,m等 (上限事業費) 千円／ha,t,m等	千円	

(注1)施設名は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下、「本要綱」という。)別記1のⅡ－1の4に定める施設とする。

(注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、本要綱別記1のⅡ－1の4の(2)に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。

(注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下段(上限事業費)は、導入する施設の本要綱別記1のⅡ－1の4の(2)に定める上限事業費を記入する。

(注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。

(注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。

(注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

8 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

9 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後		
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設的能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
- ⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他農産局長が必要と認める資料等

個別事業実施計画
(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
(農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ(整備事業)))

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者(予定者含む)を記載する場合、当該利用者との契約内容(状況)がわかるもの(契約書等)を添付すること。
なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」、「これからロコミで拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

1 事業実施主体名

--

2 サービス利用者(施設受益者)一覧(サービス利用者(施設受益者)全員の情報を記載する)

No	サービスを利用する農業者等名	内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	(A)サービスを利用している現状地面積(ha)(注5)	(B)サービスを利用する面積(ha)	(B)－(A)面積(ha)	時間(h)		
1						0			－
2						0			－
3						0			－
4						0			－
5						0			－
6						0			－
7						0			－
8						0			－
9						0			－
10						0			－
11						0			－
12						0			－
13						0			－
14						0			－
15						0			－
16						0			－
17						0			－
18						0			－
19						0			－
20						0			－

	(A)合計 面積(ha)	(B)合計 面積(ha)	(B)－(A) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)

(注1)本事業の施設整備によって受益するサービス利用者を記載すること。
(注2)サービスを利用している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
(注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
(注4)見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
(注5)「(A)サービスを利用している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がある場合のみ、事業実施前年度におけるサービス利用面積の実績を記入すること。

3 農協等を経由してサービスを利用する場合

No	サービスを展開する農協等名	利用サービス内容					サービス利用者数	
		内容	対象作物	(F)サービスを利用している現状地面積	(G)サービスを利用する面積(ha)	(G)－(F)面積(ha)		
1						0		－
2						0		－
3						0		－
4						0		－
5						0		－
6						0		－
7						0		－

	(F)合計 面積(ha)	(G)合計 面積(ha)	(G)－(F) 面積(ha)	時間(h)	サービス 利用者数
計	0	0	0	0	0
	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

(注1)本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。
(注2)サービスを利用している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。
(注3)記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。
(注4)見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。
(注5)「(F)サービスを利用している現状地面積」欄には、既存のサービス利用者がある場合のみ、事業実施前年度におけるサービス利用面積の実績を記入すること。

4 サービスを利用している現状地面積合計(A+F)

計 ha

5 サービスを利用する面積合計(B+G)

計 ha

6 サービス利用増加面積合計(C+H)、平均((C+H)/(E+J))

計 ha 平均 ha

7 サービス利用時間合計(D+I)、平均((D+I)/(E+J))

計 (h) 平均 (h)

8 サービス利用者合計(E+J)

計 者

様式第2-7号 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
 （農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち
 需要主導産地育成タイプ（整備事業））工程表

項目	○年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注:適宜、行を追加して記入すること

(別紙1)

費用対効果分析指針（整備事業）

費用対効果分析指針（整備事業）は、農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ及び複数産地連携タイプのうち整備事業を目的とする取組（以下別紙1において「本事業」と総称する。）に係るものとする。なお、本指針に沿って、別紙1の別添を作成するものとする。

1 効果と費用の比較方法

(1) 投資効率の算定

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体は、次に掲げる施設の導入を行う場合において、投資効率を算定することとする。

- ① 育苗施設
- ② 乾燥調製施設
- ③ 穀類乾燥調製貯蔵施設
- ④ 農産物処理加工施設
- ⑤ 集出荷貯蔵施設
- ⑥ 産地管理施設
- ⑦ 生産技術高度化施設
- ⑧ 種子種苗生産関連施設

イ 投資効率は、次式に示すとおり、総事業費とアに掲げる施設の導入によって得られる年総効果額を資本還元したものにより算定するものとする。

なお、既存施設の廃用に伴う損失がある場合には、総事業費と妥当投資額から廃用損失額（デッドコスト）を控除した額とを対比することにより算定するものとする。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

ウ 鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、当該施設での業務に従事する者の効果も算入できるものとする。

エ 遠隔離島に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合には、当該施設に係る投資効率の算定を要さないものとする。

(2) 総効果額の算定

ア 施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、施設ごとに次のイの（a）から（j）までの該当効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

（a）育苗施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋その他の効果

(b) 乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果
＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

(c) 農産物処理加工施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋副産物産出効果
＋生産力維持効果＋雇用創出効果＋地域関連産業波及効果＋その他の効果
(雇用創出効果及び地域関連産業波及効果は、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物
処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ見
込むことができるものとする。)

(d) 集出荷貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果
＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

(e) 産地管理施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋被害防止生産安定効果＋その他の効果

(f) 生産技術高度化施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋その他の効果

(g) 種子種苗生産関連施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果
＋その他の効果

イ 各効果の算定方法

(a) 生産コスト節減効果

生産コスト節減効果は、施設の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化する
ことに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果とし、その額は、労働費、諸資
材費、維持管理費等の年増減額とする。

年効果額＝（事業実施前の（労働費＋光熱動力費＋諸資材費＋維持管理費））× 生産規模拡大率
－（事業実施後の（労働費＋光熱動力費＋諸資材費＋維持管理費））－サービス
利用コスト

i 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者におけるコスト節減については、
次の算定式を用いる。（対象：種子種苗生産関連施設）

年効果額＝事業実施により使用量を減少させる資材の節減額－事業実施により使用量を増
加させる資材の増加額

ii 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物に係る施設について
は、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。

年効果額＝（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コ
スト）についての事業実施前の合計額×生産規模拡大率－（各経営（作付け）

規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施後の合計額

- iii 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物以外に係る施設については、経営規模の拡大によりコスト節減がされる場合、次の算定式を用いる。

$$\text{年効果額} = (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施前の合計額} \times \text{生産規模拡大率} - (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施後の合計額}$$

(b) 品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果とし、その額は作物の品質の向上等に伴う販売総額の年増減額とする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後の生産量} \times (\text{事業実施後の販売単価} - \text{事業実施前の販売単価})$$

- i 新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における品質向上効果を算定するものとする。
- ii 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者における品質向上効果についても算定するものとする。
- iii 処理加工施設の場合は、次の算定式を用いる。
なお、これにより算定した効果には生産力増加効果を含むため、以下の算定式において導入施設対象品目に係る生産力増加効果は算定しないものとする。

(i) 農産物を処理加工する場合

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後加工品出荷量} \times \text{事業実施後加工品販売予定単価} - \text{事業実施前の出荷量} \times \text{事業実施前平均販売単価}$$

(ii) 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

$$\text{年効果額} = \text{事業実施後加工品出荷量} \times \text{事業実施後加工品販売単価} - \text{事業実施前加工品販売量} \times \text{事業実施前加工品販売単価}$$

(c) 生産力増加効果

生産力増加効果は、施設の導入により発生する作物の量的増加に関する効果とし、その額は、作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額とする。

$$\text{年効果額} = \text{事業実施前販売単価} \times (\text{計画生産量} - \text{事業実施前生産量}) \times \text{所得率} - \text{生産コスト節減効果との重複額}$$

- i 営農の作業の一部を担わず、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産力増加効果を算定するものとする。

ii この場合における効果は、施設の導入による余剰労働力を活用することによって増産が可能となる導入施設対象品目以外の品目に係る生産力増加効果も対象とする。

iii 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者における生産力増加効果についても算定するものとする。

（d）物流合理化効果

物流合理化効果は、施設の導入により流通形態等が変化することに伴って流通費用が節減される効果とし、その額は人件費、倉庫借用費等を含む流通経費の年増減額とする。

年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前物流経費－事業実施後物流経費）

i 集出荷貯蔵施設（品質向上物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）の場合は、次の算定式を用いる。

年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前輸送費×生産規模拡大率－事業実施後輸送費）

ii 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、種子種苗生産関連施設の場合は、次の算定式を用いる。

年効果額＝事業実施後処理量×事業実施後のバラ出荷率×（個袋入出庫経費－バラ出荷に係る入出庫経費）＋事業実施後貯蔵量×倉庫作業経費

（e）副産物産出効果

副産物産出効果は、施設の導入により生み出されるもみがら等の副産物について堆肥等として利用されることにより、新たな価値が生み出される効果とし、その額は、副産物の販売総額の年増減額等とする。

年効果額＝副産物販売予定数量×副産物販売予定単価－事業実施前の副産物販売額

（f）生産力維持効果

生産力維持効果は、当該施設を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止されることに関する効果とし、その額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を乗じることにより算定するものとする。

年効果額＝（事業実施前の作付面積－施設を導入しない場合の作付面積）×事業実施前の単収×事業実施前の販売単価×所得率－生産コスト節減効果（労働時間）との重複

（g）被害防止生産安定効果

被害防止生産安定効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる気象変動等を受けて地域の農業所得の減少が軽減されることに関する効果とし、その額は、気象災害等により見込まれる農産物所得減少額とする。

（対象：農産物被害防止施設）

年効果額＝（事業実施前における被害により出荷できなくなった量×事業実施前の販売単価＋事業実施前における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額）－（事業実施後における被害により出荷できない量×事業

実施前の販売単価＋事業実施後における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額)

- i 気象変動による生産量の変動の縮小効果により生産安定化を図る施設については、上記の計算式に事業実施前の10年間の気象災害割合を乗ずるものとする。

(h) 雇用創出効果

i 農業雇用創出効果

農家雇用創出効果は、当該施設の整備によって農家の雇用が創出される効果とし、その額は、農家又はその家族を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額とする。

なお、農家雇用創出効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定するものとする。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

ii 雇用機会増加効果

雇用機会増加効果は、当該施設の整備によって農家及びその家族以外の雇用が創出される効果とし、農家及びその家族以外を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

なお、雇用機会増加効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定し、該当地域以外の人員の雇用による効果は、地域関連産業波及効果において算定するものとする。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

(i) 地域関連産業波及効果

地域関連産業波及効果は、当該施設の整備により、地域の関連産業において収益の増加する効果とし、その額は、当該施設の整備に伴い、関連する産業において増益となる額とする。

なお、地域関連産業波及効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定するものとする。

年効果額＝計画施設の整備により地域の関連産業において増益する額

(j) その他の効果

(a) から (i) までに掲げる効果以外の効果であって、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能なものについて、効果の内容、算定方法等につき農産局長が適当と認めた場合にあっては、当該効果に係る年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であって、次の条件を満たす金額化が可能な効果

- i (a) から (i) までに掲げる効果と重複していないこと。
- ii 国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ 廃用損失額(既存施設残存価値)

本事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

$$\text{廃用損失額} = \text{既存施設の取得価格} \times \text{①残存率}$$

$$\text{①残存率} : (\text{耐用年数} - \text{使用年数}) \div \text{耐用年数}$$

エ 還元率

(ア) 還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

$$\text{還元率} = \{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$$

i = 割引率 (資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる係数)

n = 総合耐用年数

割引率は 0.04 とする。

(イ) 総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

$$\text{総合耐用年数} = \text{①事業費の合計} \div \text{②年事業費の合計}$$

- ① 事業費の合計 : 各工種(施設、機械)の事業費を合計する。
- ② 年事業費の合計 : 年事業費を合計する。

工種名(施設、機械)	事業費①	耐用年数③	年事業費②=①/③
〇〇	①	③	②
××	:	:	:
△△	:	:	:
〇〇	:	:	:
××	①'	③'	②'
合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

オ 耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定めるところによる。

(3) 総事業費の算定

総事業費は、本事業において算定された効果額が、本事業のみにより効果を算定できる場合は、本事業の総事業費とする。

本事業以外の事業、施設の効果が含まれる場合には、他の事業、他の施設に係る事業費を加えた総事業費を計上することとし、事業効果の発生に係る施設の導入のための投下資金の総額とする。

(別紙 1 の別添) 効果と費用の比較表

農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ及び複数産地連携タイプのうち整備事業の各施設について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。

(1) 年効果総額
ア 生産コスト節減効果

事業対象作目	①事業実施前の作付面積 (ha)	②事業実施後の作付面積 (ha)	③生産規模拡大率 ②／① k =
			-
			-
			-
合計	0	0	-

(ア) 施設の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果
i 労働費

作目又は作業種類・規模階層	①農家での作業に係る削減労働時間 (hr／10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減労働時間 ①*② (hr)	④労賃単価 (円／hr)	⑤農家での労働費の増減額 ③*④ (千円)	⑦導入施設運営に係る人件費 (千円)	⑧その他サービスの提供によって削減される人件費 (あれば) (千円)	年効果額 (⑤+⑥) * k -⑦+⑧ (千円)	備考
			0.0		0				
			0.0		0				
合計			0.0		0.0			0	

③' 農家での削減労働時間計

*⑧がある場合は理由や算出方法を備考欄に記載すること

⑥既存共同施設運営に係る人件費 (千円)

ii 光熱動力費

作目又は作業種類・規模階層	①農家での作業に係る削減光熱動力費 (円/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削減光熱動力費 ①*② (千円)	⑤導入施設運営に係る光熱動力費 (千円)	⑥その他サービスの提供によって削減される光熱動力費 (あれば) (千円)	年効果額 (③' +④) * k -⑤+⑥ (千円)	備考
			0.00				
			0.00				
合計			0.00			0	

③' 農家での削減光熱動力費計

*⑥がある場合は理由や算出方法を備考欄に記載すること

④既存共同施設運営に係る光熱動力費 (千円)

iii 諸資材費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費					②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削 減諸資材費 ①*② (千円)	⑤導入施設運営に 係る諸資材費 (千円)	⑥その他サービスの 提供によって削減 される諸資材費 (あれば) (千円)
	(円/10a)	袋・箱代 (円/10a)	肥料費 (円/10a)	農薬費 (円/10a)	その他 (円/10a)				
							0		
							0		
合 計							0		

③' 農家での削減諸資材費計

*⑥がある場合は理由や算出方法を備考欄に記載すること

④既存共同施設 運営に係る諸資 材費 (千円)

年効果額 (③' +④) *k -⑤+⑥ (千円)
0

iv 維持管理費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費			
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)
	0				0			
	0				0			
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

②既存共同施設 の維持管理費 (千円)

年効果額 (①+②) *k -③ (千円)
0

v サービス利用コスト

サービス事業の提供を受けることにより、農家が追加で負担する費用

作目又は 作業種類・ 規模階層	①サービスの提供を受ける 農家のサービス利用単価 (面積当たり、時間当たり等) (千円)	②サービス利用数 (面積、時間等)	③農家の サービス利用料 ①*② (千円)	④その他サービスの 提供を受ける農家の コスト (あれば) (千円)	年効果額 ③+④ (千円)	備考
			0			
			0			
合計			0.0		0	

*④がある場合は理由や算出方法を備考欄に記載すること
また、これまでもサービスの提供を受けている場合は、
その額を減額し、内訳を備考欄に記載すること

v 施設の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト削減効果計
(単位：千円)

i 労働費節減効果	0
ii 光熱動力費節減効果	0
iii 諸資材費節減効果	0
iv 維持管理節減効果	0
計	0

サービス利用コスト	(単位：千円)
v サービス利用コスト	0

生産コスト削減効果総計 i + ii + iii + iv - v	0
-----------------------------------	---

(イ) 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者のコスト節減効果
(種子種苗生産関連施設の場合)

作 目	自家採種種子等削減			購入種子等増加			⑦事業実施後 面積 (ha)	年効果額 ③' - ⑥' (千円)
	①は種量 (k g / h a)	②自家採種種子 等に係る単価 (円/k g)	③削減額 ①*②*⑦ (千円)	④は種量 (kg / h a)	⑤購入種子等 単価 (円/kg)	⑥増加額 ④*⑤*⑦ (千円)		
			0			0		
			0			0		
合 計			0			0	0	0

③' 削減額計

⑥' 増加額計

(ウ) 導入施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作業名	
-----	--

(土地利用型作物(種子用を除く)に係る施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 計 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前の 作業コスト計 ①*② (千円)	④作業委託 等予定面積 (ha)	⑤作業受託等 予定面積 (ha)	⑥事業実施後の各規 模階層の作業面積 計 ①-④+⑤ (ha)	⑦事業実施後の 作業コスト計 ②*⑥ (千円)	⑧他のサービス の提供によって削減 される作業コスト (あれば) (千円)	年効果額 ③' *k - ⑦' + ⑧ (千円)
〇h a 未満			0.0			0	0		
〇〜〇h a			0.0			0	0		
...			0.0			0	0		
〇h a以上			0.0			0	0		
合計			0	0	0		0		0

③' 事業実施前の作業コスト計

⑦' 事業実施後の作業コスト計

*⑧がある場合は理由や算出方法を
備考欄に記載すること

(土地利用型作物以外に係る施設の場合)

経営（作付） 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 計（ha）	②規模階層別 平均作業コ スト （円/10a）	③事業実施前 の生産コスト計 ①*② （千円）	④事業実施後の 各規模階層 作業面積計 （ha）	⑤事業実施後 の生産コスト計 ④*② （千円）	⑥その他サービス の提供によって削減 される作業コスト （あれば）（千円）	年効果額 ③' * k - ⑤' + ⑥ （千円）
○ha未満			0.0		0		
○～○ha			0.0		0		
...			0.0		0		
○ha以上			0.0		0		
合計			0		0		0

③' 事業実施前の作業コスト計

⑤' 事業実施後の作業コスト計

*⑥がある場合は理由や算出方法を
備考欄に記載すること

(オ) 生産コスト節減効果合計

単位：千円

(ア) 施設の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果	0
(イ) 導入施設で供給される資材を利用することによるコスト節減効果	0
(ウ) 導入施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果	0
計	0

イ 品質向上効果

(ア) 生産農産物の品質向上効果

作 目	①事業実施後 作付面積 (h a)	②計画単収 (kg 本. 箱/10a) (いずれかに○)	③事業実施後 生産量 ①*② (kg 本. 箱) (いずれかに○)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg 本. 箱) (いずれかに○)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg 本. 箱) (いずれかに○)	⑥販売単価 差額 ⑤-④ (円/kg 本. 箱) (いずれかに○)	年効果額 ③*⑥ (千円)
			0			0	0
			0			0	0
			0			0	0
合 計	0.00		0			0	0

②の計画単収の具体的な 見込み方法	
----------------------	--

⑤の事業実施後の販売単価の 具体的な見込み方法	
----------------------------	--

(イ) 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産農産物の品質向上効果
(対象：種子種苗生産関連施設の場合)

作 目	①品種転換時 作付面積 (h a)	②計画単収 (kg/10a)	③計画生産量 ①*② (kg)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg)	⑥販売単価 差額 ⑤-④ (円/kg)	年効果額 ③×⑥ (千円)
						0	0
						0	0
合 計	0		0			0	0

②の計画単収の具体的な 見込み方法	
----------------------	--

⑤の販売予定単価の具体的な 見込み方法	
------------------------	--

(ウ) 処理加工施設による品質向上効果

i 農作物を処理加工する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売 額 ①*② (千円)	④事業実施前 出荷量 (kg)	⑤事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 出荷販売額 ④*⑤ (千円)	年効果額 ③-⑥ (千円)
				0			0	0
				0			0	0
合 計				0			0	0

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は次のウ 生産力増加効果では、算定しないものとする。

※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売単価の具体的な 見込み方法	
----------------------	--

ii 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売 額 ①*② (千円)	④事業実施前 加工品販売量 (kg)	⑤事業実施前 加工品販売 単価 (円/kg)	⑥事業実施前 加工品販売 額 ④*⑤ (千円)	年効果額 ③-⑥ (千円)
				0			0	0
				0			0	0
合 計				0			0	0

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は次のウ 生産力増加効果では、算定しないものとする。

※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売単価の具体的な 見込み方法	
----------------------	--

(エ) 品質向上効果合計

(単位：千円)

(ア) 生産農産物の品質向上効果	0
(イ) 導入施設から供給される資材を利用することによる効果	0
(ウ) 処理加工施設による効果	0
計	0

ウ 生産力増加効果

(ア) 施設の導入による生産力増加効果

作 目	作付面積 (ha)		単収 (kg/10a)		⑤事業実施前 生産量 ①*③ (kg)	⑥事業実施後の 生産量 ②*④ (kg)	⑦増加生産量 ⑥-⑤ (kg)	⑧事業実施前平均 販売単価 (円/kg)
	①現況	②計画	③現況	④計画 (見込)				
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
					0	0	0	
合 計	0.00	0.00	0		0	0	0	

⑨所得率	⑩生産コスト節減効果（労働費）との重複			年効果額 ⑦*⑧*⑨ -⑩ (千円)
	⑪重複労働 時間 (hr)	⑫労賃単価 (円/hr)	⑪*⑫ (千円)	
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0

②の計画作付面積の具体的な 見込み方法	
------------------------	--

④の計画単収の具体的な 見込み方法	
----------------------	--

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

(イ) 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産力増加効果
（種子種苗生産関連施設の場合）

作 目	①作付面積 (ha)	単収(kg/10a)			⑤増加生産量 ①*④ (kg)	⑥事業実施前 販売単価 (円/kg)	年効果額 ⑤*⑥ (千円)
		②現況	③計画(見込)	④増減 ③－②			
				0	0		0
				0	0		0
合 計	0.00				0		0

③の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

(ウ) 生産力増加効果合計 (単位：千円)

(ア) 導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	0
(イ) 導入施設により供給される資材を利用することによる生産力増加効果	0
計	0

エ 物流合理化効果

(ア) 集出荷貯蔵施設（品質向上物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）に係る輸送費の増減

作 目	出荷先	①事業実施前 出荷量 (ケース・トレ-) (いずれかに○) (単位あたり重量) (kg)	②事業実施前 輸送費 (円/ケース・トレ-) (いずれかに○)	③事業実施後 出荷量 (ケース・トレ-) (いずれかに○) (単位あたり重量) (kg)	④事業実施後 輸送費 (円/ケース・トレ-) (いずれかに○)	年効果額 (①*②*③-④) (千円)
						0
						0
						0
						0
						0
						0
合 計						0

(イ) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、品質向上物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設に係る物流経費の増減

作 目	①事業実施後 処理量	②バラ出荷比 率	③バラ出荷量 ①×②	④個袋入出庫 賃金単価	⑤フレコン又は純バラ入 出庫賃金単 価 (円/t)	⑥賃金単価差額 ④－⑤	⑦入出庫費 低減額 ③*⑥ (千円)	⑧事業実施後貯蔵量 (t)
	(t)	(%)	(t)	(円/t)		(円/t)	0	
			0			0	0	

⑨倉庫作業賃 金単価	⑩倉庫作業経 費低減額 ⑧*⑨	年効果額 ⑦+⑩
(円/t)	(千円)	(千円)
	0	0

(ウ) 物流合理化効果合計 (単位：千円)

(ア) 輸送費低減効果	0
(イ) 乾燥調製施設等に係る物流経費低減効果	0
合 計	0

オ 副産物産出効果

副産物製品名	①事業実施前に同じ副産物を販売していた場合の収益(千円)	②販売予定数量 (t)	③販売予定単価 (千円/ t)	年効果額 ②*③－① (千円)
				0
				0
合 計	0	0	0	0

カ 生産力維持効果

(ア) 農業生産を維持する効果

作 目	作付面積(ha)				④事業実施前の単収 (kg/10a)	⑤減少生産量 ③*④ (kg)	⑥事業実施前販売単価 (円/kg)
	①事業実施前	②機械・施設を導入しない場合の作付面積(見込)	②の把握方法及び作付減少の理由	③増減 ①－②			
				0		0	
				0		0	
				0		0	
合 計	0	0		0		0	

⑦所得率	⑧生産コスト削減効果(労働費)との重複			年効果額 (⑤*⑥*⑦－⑧) (千円)
	⑨重複労働時間 (hr)	⑩労賃単価 (円/hr)	⑨*⑩ (千円)	
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0

⑦の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

(イ) 土壌生産力を維持する効果

(小規模土地基盤整備の場合)

作 目	①事業実施前作付面積 h a	②事業実施前単収 (kg/10a)	③事業を取り組まない場合の単収 (kg/10a)	④事業実施前販売単価 (円/kg)	⑤事業を取り組まない場合の販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前の販売額 ①*②*④ (千円)	⑦事業を取り組まない場合の販売額 ①*③*⑤ (千円)	年効果額 ⑥－⑦ (千円)
						0	0	0
						0	0	0
合 計	0		0			0	0	0

③の事業を取り組まない場合の単収 具体的な見込み方法	
-------------------------------	--

⑤の事業を取り組まない場合の販売 単価の具体的な見込み方法	
----------------------------------	--

(ウ) 生産力維持効果計

(単位：千円)

(ア) 農業生産を維持する効果	0
(イ) 土壌生産力を維持する効果	0
計	0

キ 被害防止生産安定効果
(ア) 施設の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果
(産地管理施設、農産物被害防止施設の場合)

作 目	事業実施前の被害の状況				
	①被害により 出荷出来な くなった量 (t)	②事業実施前 の平均販売 価格 (千円/ t)	③被害により 品質低下し て出荷した量 (t /年)	④③の被害によ る平均販売単 価下落額 (千円/ t)	⑤事業実施前 1 0 年間に おける気象 災害の割合(%)
					⑥事業実施前の 被害額 (①*②+③*④) *⑤ 千円
					0
					0
合 計	0				0

事業実施後の被害の見込み			年効果額
⑦被害により 出荷できな くなる量 (t /年)	⑧被害により 品質低下し て出荷する量 (t /年)	⑨事業実施後 の被害額 (⑦*②+⑧*④) *⑤ 千円	⑥-⑨ (千円)
		0	
		0	
0		0	0

(イ) 被害防止生産安定効果計

(ア) 施設の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果	0
計	0

ク 雇用創出効果
(ア) 農家雇用創出効果

施設名	農家雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/年)	②当該施設での 雇用により 失われる収入 (千円/年)	年効果額 (千円) ③=①-②
				0
				0
計				0

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

(イ) 雇用機会増加効果

施設名	雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/人・年)	②当該施設での雇用 により失われる収入 (千円/人・年)	年効果額 ③=①-② (千円)
計				

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

(ウ) 雇用創出効果計

(ア) 農家雇用創出効果	0
(イ) 雇用機会増加効果	0
計	0

ケ 地域関連産業波及効果

施設名 項目名	地域関連産業名	①現況取引額 (千円)	②計画取引額 (千円)	③利益率 (%)	年効果額 (千円) (②－①) × ③
					0
					0
計				0	0

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

コ その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認

その他の効果合計 (単位：千円)	
効果名	
合 計	0

年総効果額 (単位：千円)	
ア 生産コスト節減効果	0
イ 品質向上効果	0
ウ 生産力増加効果	0
エ 物流合理化効果	0
オ 副産物産出効果	0
カ 生産力維持効果	0
キ 被害防止生産安定効果	0
ク 雇用創出効果	0
ケ 地域関連産業波及効果	
コ その他効果	0
合 計	

(2) 総合耐用年数の算出

設 備 名	①耐用年数 (年)	②工事費 (千円)	③年工事費 ②/① (千円)	備考
			0 0 0 0 0 0	
整備事業小計Ⅰ		0	0	
推進事業に係る経費Ⅱ				
その他(設計書、工事雑費)Ⅲ				
合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)		0	0	0
		②' 工事費計	③' 年工事費計	
総合耐用年数=②' / ③' =		年		

(3) 廃用損失額

名 称	損失額(千円)
合 計	0

(4) 投資効果の総括

区 分	
①総事業費	0 千円
うち整備事業に係るもの	0 千円
うち推進事業に係るもの	0 千円
②年総効果額	千円/年
(増設の場合又は同時に他事業等(自力施行含む。)と一体的に施行する場合の補正)	千円/年(本事業の総事業費) 本事業の総事業費/(本事業の総事業費 +既存施設の残存価格)
③総合耐用年数	年
④還元率	
⑤妥当投資額 ②/④	千円
⑥廃用損失額	0 千円
⑦投資効率 (⑤-⑥)/①	

割引率	0.04
-----	------

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所在地
氏名

農業機械専用運搬車導入理由書

次により、農業機械専用運搬車の導入を行うので、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）別記2－1の第8の1の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

1. 本事業において行うサービス事業の実施に当たって、農業機械専用運搬車の購入が必要不可欠な理由

2. 補助事業における当該農業機械専用運搬車の具体的な使用内容

3. 導入を予定している農業機械専用運搬車のメーカー名等

メーカー名	農業機械専用運搬車の種類	車名	排気量	新車・中古車の別 (残存年数※)

※残存年数は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数を記載すること。

- (注) 1 当該農業機械専用運搬車の見積書あるいはカタログ等を添付すること（採択を受けた後、購入する車種を変更しようとする場合）は、必ず事業申請先に相談することとし、事前相談なく見積書等と異なる農業機械専用運搬車を導入した場合には、補助対象外とする。
- 2 事業実施計画の変更等により事後に補助対象経費に加えることは認めない。

別記2－1 農業支援サービスの先進モデル支援のうちモデル的取組支援のうち需要主導産地育成タイプ
申請書類チェックリスト

※チェックリストで書類のチェックを行い、全ての事業実施主体分の申請書類と併せて提出してください。

区分	申請書類及び添付書類	注意点	チェック欄
実施体制に関するもの	実施体制図(※実施体制図を事業計画書に直接記載しない場合に添付する。)	事業実施に当たっての実施体制(事業実施主体と協力者との役割分担等)がわかるものを添付する。	☐
	財務資料	財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの(原則として過去3か年分の財務三表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関(またはそれに準じる組織)の証明があることが望ましい。)。	☐
	事業実施主体の概要がわかる資料(※公的機関以外が事業実施主体となる場合に添付する。)	事業実施主体が民間事業者である場合には、定款、役員名簿、民間事業者の事業計画書、報告書、収支決算書等、事業に取り組む事業者の概要がわかるものを添付する。	☐
総合事業実施計画	総合事業実施計画	様式第2－2号、様式第2－2号ほか、添付資料を含む。また、様式第2－1号の「環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート」は、記載された各取組事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で添付すること。	☐
	成果目標の根拠データ	記入した値に関する根拠となる資料、目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠についての詳細を記載した資料を添付すること。	☐
	取組概要資料	公表を前提とした課題、導入技術、将来像等をまとめた取組概要の資料を添付すること。	☐
	審査基準の加算ポイントに係る証拠書類	公募要領の審査基準の加算ポイントに該当する場合は、その証拠となる書類を添付すること。	☐
個別事業実施計画	個別事業実施計画	様式第2－3号～第2－7号のうち該当する様式ほか、添付資料を含む	☐
	根拠データ	サービス事業体においては、参考様式1を添付すること。	☐
	サービスの提供地域がわかる資料(地図等)	サービスの提供地域がわかるように、サービスの提供範囲を囲うなどした都道府県地図を添付すること。	☐
	委託契約書	事業の一部を委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)を添付すること。	☐
	(スマート農業機械等の導入を活用する場合)見積書	経費の単価の設定根拠が確認できる複数事業者からの見積り(導入台数分・原則3者以上)を添付すること。 なお、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下、「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業費補助金交付等要綱(令和7年1月15日付6農産第3462号農林水産事務次官依命通知)別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めること。 当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。	☐
	(スマート農業機械等の導入を活用する場合)機械の性能がわかる資料	導入機械の性能がわかるパンフレット等の資料を添付すること。	☐
	(農業機械専用運搬車を導入する場合)農業機械専用運搬車導入理由書	様式第1-1-1号を添付すること。	☐
	(スマート農業機械等の導入を活用かつ農業機械等をリース導入する場合)機械リース計画書	別添1-1、1-2を添付すること。	☐
	(整備事業を活用する場合)整備事業の個別事業実施計画	様式第2－7号を添付すること。	☐
	(整備事業を活用する場合)費用対効果分析	別紙1の別添を添付すること。	☐
共通	申請書類チェックリスト	本チェックリスト	☐
	その他参考資料	事業計画等の内容を補足する資料がある場合は、必要に応じて添付すること。	☐